

野洲駅南口周辺整備官民連携事業者
公募要項項目（素案）

1. 事業の概要

（1）事業の名称

- ・ 「野洲駅南口周辺整備官民連携事業」

（2）事業の背景・目的

- ・ 過去の経緯（前回の構想～新しい構想）
- ・ 官民連携事業で行う目的（民間ノウハウによるにぎわい創出など）

（3）本事業の対象

- ・ 野洲市の概要（位置、人口等）
- ・ 野洲駅の概要（位置、乗降客数等）
- ・ 野洲駅南口の概要（現状の使われ方等）

（4）本事業の流れ

- ① 公募による連携事業者の選定及び連携協定の締結
- ② 事業実施に関する詳細協議及び事業計画の作成
- ③ 事業実施に係る協定または事業契約等の締結
- ④ 事業者による設計・整備
- ⑤ 供用開始

（5）事業コンセプト

- ・ 構想に掲げる野洲駅南口周辺整備事業のコンセプト「心と体の健康をテーマに 人と人とがつながることで生まれるにぎわいづくり」
- ・ ABCブロックにおける事業コンセプト「人と人とがつながり、にぎわう 居心地の良い駅前空間」

2. 公募の概要

（1）公募の目的

- ・ （連携事業者公募を行う理由）
- ・ 本公募によって選定し、市と連携事業者が連携して本事業を進めることを目的とした基本協定（以下「パートナー協定」という。）を締結
- ・ その後、事業の詳細について両方で協議し、双方合意の上、必要に応じて事業実施に係る協定又は契約を締結し、事業を実施
- ・ ただし、本公募は官民連携事業を実施する上で、事業の具体的な内容等について市と優先的に協議することができる、連携事業者の選定が目的であるため、公募提案等関係書類の内容については、事業の実施内容として決定されるものではない

(2) 本公募の対象

- ・ ABCブロック（敷地境界図必須）（※ABC全てのブロックについて提案）

(3) 公募に係る事業条件

- ・ 都市計画法等に係る制限（商業地域（建蔽率 80%、容積率 400%）、「野洲駅南口西地区地区計画」）
- ・ 都市計画法等に基づく手続（1,000 m²以上：開発許可必要）
- ・ 建築基準法に基づく手続（確認申請必要）
- ・ 各ブロックの接道条件（周辺道路の状況、A と C の間の歩道の扱い等）
- ・ 必須提案機能について（契約条件（公共機能に関する区分所有または定期借家等）、施設スペック等）
- ・ 任意提案機能について（加点対象となる提案機能）

(4) 提案を求める事項

①基本事項

- ・ 事業コンセプト（ほか、利用者、目標、市全体への波及効果等）
- ・ 実施体制
- ・ 事業実績

②事業計画に係る提案

- ・ 施設整備計画（施設配置・動線計画、各施設概要（必須提案機能及び任意提案機能、外観等）等）
- ・ 管理運営計画（市民広場に関する管理運営計画）
- ・ 土地に関する契約条件（売買：買取価格、定期借地権：賃料金額）
- ・ 事業スケジュール

(5) 本公募への参加資格

- ・ 法人であること
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ・ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと
- ・ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- ・ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと
（ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人

である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

- (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ)上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ・ 同様の実績を有すること

(6) 本公募の手続き

- ・ スケジュール

	日時
公募要項の交付期間	
参加申込書類に関する質問書受付期間	
参加申込書類に関する質問に対する回答	
参加申込書類受付期間	
公募提案等関係書類に関する質問書受付期間	
公募提案等関係書類に関する質問に対する回答	
公募提案等関係書類受付期間	
プレゼンテーション・ヒアリング	
パートナー事業者(候補者)の選定結果の通知	

- ・ 応募手続き(各手順の概要(締切日時、使用様式など))
- ・ 審査方法(選定委員会)
- ・ 審査及び評価項目